

環循適発第 2109301 号  
環循規発第 2109302 号  
令和 3 年 9 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
廃棄物規制課長

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフ  
ォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清  
掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフ  
ォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）  
の適用に関して、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理等に係る解釈の明確化を図ることと  
されたところである。これを受け、今般、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたの  
で通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基  
づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第1 一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について

他人の廃棄物を処理する場合は、当該処理を行う廃棄物の区分ごとに廃棄物処理業の許可を取得する必要があるが、産業廃棄物の区分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条において排出元の業種等が指定されているものがあることから、たとえ事業活動に伴って排出される廃棄物が同様の性状を有する場合であっても、当該指定業種等から排出される廃棄物を処理する場合は産業廃棄物処理業の許可が、当該指定業種等以外から排出される廃棄物を処理する場合は一般廃棄物処理業の許可がそれぞれ必要となる。ただし、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を、当該一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において混合して処理することについては、法令上禁じられていない。

については、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬業の許可を有する者の運搬車において、搭載する廃棄物ごとに容器を分けること、又はロードセル等の機器で搭載する廃棄物の数量を計測すること等により、それぞれの廃棄物の数量を適切に把握することができれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬しても差し支えない。その際、産業廃棄物の運搬に係る産業廃棄物管理票の交付の義務は従来通り課されることとなる。

また、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処分業の許可を有する者の施設において、当該一般廃棄物と産業廃棄物を混合して保管、投入及び処分しても差し支えない。なお、処理後の残さについては、処分した一般廃棄物と産業廃棄物の比率で按分し、以後それぞれの区分の残さとして取り扱っても差し支えない。

### 第2 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」

（平成18年3月31日付け環廃産第060331001号通知）の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」の適用について

環廃産発第060331001号の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」においては、「営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合」の許可の取扱い及び判断方法が示されているが、本取扱い及び判断方法については、メタンガス化施設を試運転する際に、産業廃棄物である下水汚泥を種菌として利用する場合においても適用できることとする。

また、本取扱い及び判断方法は中間処理業者による処理に伴い排出される産業廃棄物についても適用されるが、当該産業廃棄物の排出又は中間処理が行われる都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）と、当該産業廃棄物を使用した試験研究が行わ

れる都道府県等が異なる場合は、必要に応じてあらかじめ当該都道府県等の間で、当該産業廃棄物の管理方法等について協議を行っておくことが望ましい。

### 第3 地下工作物の取扱いについて

地下工作物の存置については、一般社団法人日本建設業連合会において「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月）が作成されている。次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、同ガイドライン「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

- ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

なお、地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やPCB使用機器などの有害物、これら以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。また、地方公共団体が上記の①から④までの条件を満たしていないと判断した場合は「廃棄物」に該当し得るとともに、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められると判断した場合は、当該地下工作物の撤去等、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることが可能である。



# 既存地下工作物の 取扱いに関するガイドライン

2020年2月

一般社団法人日本建設業連合会

建築技術開発委員会 地盤基礎専門部会

建築生産委員会 施工部会

環境委員会 建築副産物部会

# 既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン

はじめに

<b>1. 総 則</b>	
1.1 目 的	1
1.2 対 象	1
1.3 用語の定義	1
<b>2. 既存地下工作物の取扱いに関する現状と課題</b>	
2.1 関連法規の規制	
2.1.1 地下工作物存置に係る規制	2
2.1.2 廃棄物の定義	2
2.1.3 廃棄物の処理責任	3
2.2 自治体の指導の現状	
2.2.1 自治体へのヒアリング	5
2.2.2 取扱いに関する自治体との協議結果	8
2.3 既存地下工作物の利用・撤去の現状	
2.3.1 文献調査	13
2.3.2 既存杭の利用・撤去	15
2.3.3 既存地下躯体の利用・撤去	26
2.3.4 山留め壁の利用・撤去	34
2.4 既存地下工作物の取扱いに関する課題と考察	41
<b>3. 既存地下工作物の取扱いに関する提案</b>	
3.1 既存地下工作物の廃棄物処理法上の扱い	
3.1.1 疑義照会に対する考察	43
3.1.2 廃棄物の定義に照らした考察	44
3.1.3 存置した地下工作物の管理責任・処理責任	47
3.2 既存地下工作物の取扱いに係る判断	
3.2.1 既存地下工作物の取扱いに係る判断フロー	48
3.2.2 既存地下工作物の取扱いに係る判断の目安	50
3.2.3 存置する場合の留意事項	52

おわりに

## 【付 録】

- 付録-1 自治体の指導に関する調査結果
- 付録-2 既存地下工作物の取扱いに関する自治体との協議事例
- 付録-3 文献調査（調査・研究事例）

### 3.2.3 存置する場合の留意事項

#### (1) 全般的な留意事項

全般的な留意事項としては以下のことが挙げられる。

- ・既存地下工作物について撤去するか否かを決定するのは当該工作物を所有している発注者もしくは土地所有者である
- ・既存地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やP C B使用機器などの有害物はもちろんのこと、それ以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。
- ・存置する場合は、対象物の図面や記録等を作成し、設計図書とともに発注者及び土地所有者が保存することが必要である。併せて他の関係者（設計者、施工会社等）も保存することが望ましい。
- ・存置に関する関係者間での打ち合わせ等のやり取りを記録として残すことで、意思決定の過程を明確にする。
- ・一部の自治体においては、既存地下工作物を存置する際には存置に関する書類の提出を求めているため、事前に自治体へ確認する。
- ・発注者及び土地所有者は、設計者又は施工会社より提出された記録を、存置物を撤去するまでの期間保持することが必要である。また、存置物の存在は土地売買契約時の重要事項であることから、土地所有者は土地売却時には相手方に説明するとともに、図面等の記録を引き渡す。
- ・直ちに新築工事の計画はないが、税務上や土地の有効利用の観点等から、既存建物の上屋を解体することは珍しいことではない。このケースにおいても将来の有用性に鑑み、地盤の健全性・安定性を維持するために存置することは十分考えられる。将来、建築等の土地利用計画が確定した時点で改めて取扱いについて検討することとする。
- ・万一、存置した後から生活環境保全上の支障が判明した場合には、行政から撤去命令が出される可能性も考えられるため、存置可能かどうかの判断は慎重に行う。

#### (2) 工学的な留意事項

既存地下工作物を存置する際には、工学的留意点として以下のような内容が挙げられる。

- ・設備ピットなどの地下空間については、将来の崩落の可能性や溜まり水の腐食など、生活環境保全上の支障となるおそれがある場合は、その空間を充填したり躯体に水抜き穴を設けたりするなどの対処を検討する。
- ・将来再利用されることを考慮して、既存地下工作物を存置する場合は、コンクリート強度や鉄筋などの仕様についても、可能な限り記録しておくことが望ましい。
- ・存置した既存地下工作物が、新築建物に悪影響を及ぼさないように配慮し、場合によっては既存地下工作物と新築建物との間にクリアランスを設けるなどの検討を行う。
- ・存置した既存地下工作物の近くに新規の杭を打つ場合は、設計支持力が構造計算どおりの性能を示すよう、杭先端が既存地下工作物よりも深い深度となるよう配慮する。
- ・存置した杭によって、地盤剛性の低下抑制効果やせん断剛性の増加効果、新設杭の沈下剛性が増加するという研究結果がある<sup>3.2.5)</sup>。また、液状化安全率が増加することも考え

られる<sup>3.2.6)</sup>。

- ・新設基礎が直接基礎の場合、既存地下工作物の有無による不同沈下量の入念な検討を行うことが望ましい。
- ・基礎入力動の増加や、存置杭の配置が不均等の際に新設杭基礎にねじれが励起される場合がある<sup>3.2.7)</sup>。

以上のような留意点を考慮することで、既存地下工作物の存置によって起こりうる諸問題に対応できると考えられる。

**【参考文献】**

- 3.2.5) 田村修次：既存残置杭が新設杭に与える影響（模型実験），基礎工 2 月号，pp. 77-80, 2011
- 3.2.6) 吉田，今村，色摩，間瀬：液状化地盤における残置杭が新設杭の地震時挙動に及ぼす影響，日本建築学会大会学術講演梗概集，pp. 851-852, 2016
- 3.2.7) 葛西，永井，土屋：既存杭の地中への残置条件が新設杭基礎の基礎入力動に及ぼす影響に関する数値解析的研究，日本建築学会大会学術講演梗概集，pp. 449-450, 2016